

株 主 各 位

福岡市中央区薬院一丁目1番1号
株式会社フェヴリナホールディングス
代表取締役社長 松 浦 正 英

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年5月22日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年5月23日（金曜日）午後1時
2. 場 所 福岡市中央区薬院一丁目1番1号
当社 大会議室
(開催場所が前回の第11期定時株主総会と異なっておりますので、
末尾記載の株主総会会場案内図をご参照のうえ、お間違いのない
ようお願いいたします。)
3. 目的事項
第1号議案 株式交換契約承認の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.favorina-holdings.co.jp/ir/>)にてお知らせいたします。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 株式交換契約承認の件

当社と株式会社サイエンスボーテ（以下、「サイエンスボーテ」といいます。）は、平成26年3月24日開催の両社の取締役会において、当社を完全親会社、サイエンスボーテを完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認をお願いするものでございます。本株式交換を行う理由、本株式交換の内容等は次のとおりであります。

### 1. 株式交換を行う理由

当社グループは、化粧品及び健康食品の通信販売を行うコミュニケーション・セールス事業を主な事業としております。当該事業のビジネスモデルとしましては、テレビで放映されるインフォーマーシャルにより顧客を獲得し、コールセンターのアウトバウンド等により既存顧客に継続して商品を購入していただく形態をとっております。

近時、異業種からの新規参入、商品の低価格化、販売チャネルの多様化等による競争の激化が続いており、当社グループを取り巻く環境は厳しさを増しております。

このような環境において、コア事業である化粧品及び健康食品の通販事業における競争優位性を確立し、将来にわたって成長を続けていくためのグループ体制を構築するためには、分散している経営資源の「選択と集中」を図ることが必要であるとの認識に至りました。

当社は、かかる認識の下、経営の抜本的な見直しを行い、多様化する販売チャネルへの効率的な対応など、新規顧客獲得の低迷を改善することが急務であり、かつ、最大の課題であるとの判断に至り、解決策を模索してまいりました。

かかる状況の下、当社は、平成25年11月頃から、当社の主要株主であり、かつ、サイエンスボーテの支配株主及び取締役である井康彦氏（以下、「井氏」といいます。）を通じて、当社グループと同様に化粧品の通信販売事業を主たる事業とするサイエンスボーテとの間で事業統合に関する協議及び検討の機会を得ました。

サイエンスボーテにおきましては、化粧品の通信販売事業において近年業績を伸ばしており、特にラジオ放送を用いた宣伝による新規顧客の獲得を得意としております。しかしながら、平成20年に設立されたばかりの会社であり、継続的に商品を購入していただく既存顧客を更に増大させていくことが、今後、重要であると認識しているとのことです。

当社としましても、同じ化粧品等の通信販売事業を営みながら、コールセンター等による既存顧客の確保を得意とし、新規顧客の獲得を課題と認識する当社と、新規顧客の獲得を得意とし、既存顧客の確保を今後の課題として認識するサイエンスボーテが、本株式交換を実施して統合することにより、両社は、互いの強みを活かし、ノウハウを共有し合うことでそれぞれの成長をスピードアップさせることができる等、高い事業シナジーを見込めると判断いたしました。

また、当社グループとサイエンスボーテは同様に化粧品の通信販売を主たる事業としておりますが、両社の顧客層は、対象とする年齢層及び商品の価格帯なども異なり、互いのブランドイメージは維持したまま、更なる新規顧客層の拡大と既存顧客層の確保が見込まれ、フェヴリナグループとして、市場での競争力を高めることができ、フェヴリナグループの企業価値の向上につながると判断しております。

以上より、当社及びサイエンスボーテは、本株式交換を実施することといたしました。

## 2. 株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容の概要は以下のとおりであります。

### 株式交換契約書（写）

株式会社フェヴリナホールディングス（以下「甲」という。）と株式会社サイエンスボーテ（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換の方法）

本契約に定めるところに従い、乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

#### 第2条（当事会社の商号及び住所）

本株式交換を行う当事会社の商号及び住所は、次の各号に定めるところである。

##### ① 株式交換完全親会社（甲）

商号：株式会社フェヴリナホールディングス

住所：福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号

##### ② 株式交換完全子会社（乙）

商号：株式会社サイエンスボーテ

住所：福岡県福岡市中央区大名二丁目8番18号

#### 第3条（本株式交換に際して交付する株式数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に224を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式224株の割合をもって割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

#### 第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換で増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| (1) 資本金の額   | 0円                     |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円                     |

## 第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年6月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意により、これを変更することができる。

## 第6条（乙の自己株式の取扱い）

乙は、法令等に従い、基準時において有する自己株式（会社法第785条第1項に定める反対株主による株式買取請求に基づき取得する自己株式を含む。）の全てを消却するものとする。

## 第7条（株主総会の承認等）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、その全ての株主に対して本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関して提案を行い、当該提案に対する同意の意思表示を求めるものとする。
3. 前二項については、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意により、これを変更することができる。

## 第8条（剰余金の配当）

甲及び乙は、別途書面により合意する場合を除き、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、剰余金の配当を行ってはならない。

## 第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

## 第10条（本株式交換の条件の変更及び中止）

効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の経営、事業、財政状態及び経営成績に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となり又は困難となることが明らかとなった場合には、甲乙協議し合意により本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本株式交換を中止することができる。

## 第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日までに、第7条第1項に定める甲の株主総会の承認若しくは第7条第2項に定める乙の全ての株主からの同意が得られないとき、本株式交換を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な法令等に定める関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第13条（管轄）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意により、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年3月24日

甲 福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号  
株式会社フェヴリナホールディングス  
代表取締役社長 松浦正英

乙 福岡県福岡市中央区大名二丁目8番18号  
株式会社サイエンスボーテ  
代表取締役 大坂浩幸

### 3. 会社法施行規則第193条に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式交換完全親会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の株主に対して交付する交換対価の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

| 会社名             | 当社<br>(株式交換完全親会社) | サイエンスボーテ<br>(株式交換完全子会社) |
|-----------------|-------------------|-------------------------|
| 本株式交換に係る割当ての内容  | 1                 | 224                     |
| 本株式交換により交付する株式数 | 普通株式：840,000株（予定） |                         |

(注1) 本株式交換に係る株式の割当比率

サイエンスボーテの株式1株に対し、当社の普通株式224株を割当て交付いたします。

(注2) 本株式交換により発行する当社の新株式数

普通株式：840,000株（予定）（本株式交換にあたり、当社の自己株式の交付は行わない予定です。）

なお、サイエンスボーテは、その保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含みます。）の全部を、本株式交換により当社がサイエンスボーテの普通株式の全部を取得する時点の直前時において消却する予定であり、当該自己株式に対しては当社の普通株式の割当ては行われぬ予定です。

② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

上記1. のとおり、当社及びサイエンスボーテは、平成25年11月頃から、両社の事業統合に向けて、本株式交換に関する協議及び検討を開始いたしました。

当該協議及び検討を進めるに当たり、当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の公正性及び妥当性を確保するため、当社及びサイエンスボーテから独立した第三者算定機関である監査法人ナカチに本株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社は、監査法人ナカチより提出を受けた分析結果（詳細は下記（イ）をご参照ください。）を参考としつつ、当社及びサイエンスボーテ並びにその関係会社の財務状況、資産の状況、将来の見通しや事業上のシナジー等の要因を総合的に勘案し、両社で本株式交換比率について慎重な検討・交渉・協議を行った結果、上記①記載の本株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

(イ) 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び当社との関係

第三者算定機関である監査法人ナカチは、当社及びサイエンスボーテの関連当事者には該当せず、重要な利害関係も有しません。

(ii) 算定の概要

上記(ア)のとおり、当社は、本株式交換比率の公正性及び妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関である監査法人ナカチに本株式交換比率の算定を依頼することといたしました。当社は、平成26年3月24日開催の取締役会に先立ち、監査法人ナカチより以下の算定結果を内容とする算定書を平成26年3月19日付で受領しております。

監査法人ナカチは、当社については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法による算定を行いました。

他方、サイエンスボーテについては、非上場会社であり市場株価が存在しないため、一般的な算定方法として、サイエンスボーテと類似の事業を営む上場会社が複数存在することに鑑み類似会社比較法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に適正に反映するためにDCF法による算定を行いました。

その結果として、当社の普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法  |          | 株式交換比率の算定レンジ |
|-------|----------|--------------|
| 当 社   | サイエンスボーテ |              |
| 市場株価法 | 類似会社比較法  | 174.3~276.3  |
|       | DCF法     | 176.0~284.1  |



市場株価法については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成26年3月19日を算定基準日として、株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の基準日終値、直近1ヶ月間の終値平均株価、直近3ヶ月間の終値平均株価、及び直近6ヶ月間の終値平均株価）による評価を行い、その結果、1株当たり138円～153円として算定しております。

類似会社比較法について、サイエンスボーテと比較的類似する事業を営む上場会社の収益性を示す財務指標との比較を通じて評価を行い、その結果を基に株式交換比率のレンジを174.3～276.3として算定しております。

DCF法については、サイエンスボーテの事業計画及び直近までの業績の動向等の諸要素を考慮したサイエンスボーテの収益予想に基づき、サイエンスボーテが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて評価を行いました。なお、算定の前提とした財務予測は、サイエンスボーテから提出された平成26年9月期から平成30年9月期までの事業計画を基礎としておりますが、経済動向が不透明であること、統合後の事業シナジーを厳密に測定することが困難であること等から、第三者委員会（詳細は下記（オ）（i）をご参照ください。）からの要請により、平成27年9月期以降も平成26年9月期の業績が続くことを前提として評価しております。また、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。その結果を基に株式交換比率のレンジを176.0～284.1として算定しております。

監査法人ナカチは、本株式交換比率の算定に際して、当社及びサイエンスボーテから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、監査法人ナカチは当社、サイエンスボーテ及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。監査法人ナカチの株式交換比率算定は、平成26年3月19日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社及びサイエンスボーテの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及びサイエンスボーテの各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、第三者算定機関である監査法人ナカチによる本株式交換比率の算定結果は、本株式交換比率の公正性及び妥当性について意見を表明するものではありません。

(ウ) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い当社が上場廃止となる見込みはありません。

(エ) 公正性を担保するための措置

(i) 第三者算定機関からの算定書の取得

当社及びサイエンスボーテは、ともに第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は取得していませんが、本株式交換の公正性を担保するため、本株式交換の実施に当たり、当社は、当社及びサイエンスボーテから独立した第三者算定機関である監査法人ナカチに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、サイエンスボーテとの間で真摯に協議・交渉を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて、平成26年3月24日開催の取締役会において決議いたしました。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

当社は森・濱田松本法律事務所を、サイエンスボーテはシティニューワ法律事務所を、それぞれ法務アドバイザーとして選定し、本株式交換の手續及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受け、当該助言を踏まえ、本株式交換契約締結の決議又は決定を行っております。

(オ) 利益相反を回避するための措置

(i) 第三者委員会の設置

当社は、本株式交換に関する公正性、透明性及び客観性を担保するため、平成25年11月29日付で、当社、サイエンスボーテ、並びに井氏と利害関係を有しない独立した外部の有識者である、洲崎智広氏（当社社外取締役 独立役員）、大木一顯氏（当社社外監査役 税理士）及び鬼塚恒氏（当社子会社監査役 弁護士）、廣瀬隆明氏（廣瀬公認会計士事務所 公認会計士）の4名により構成される第三者委員会（以下、「本第三者委員会」といいます。）を設置し、(i) 本株式交換の目的の正当性、(ii) 本株式交換の手の適正性、(iii) 本株式交換比率の妥当性、のそれぞれを踏まえ、本株式交換に係る決定が、当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて諮問しました。

本第三者委員会は、平成25年11月29日から平成26年3月20日までに、会合を合計4回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本第三者委員会は、かかる検討にあたり、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、当社の企業価値の内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程について説明を受けております。

本第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換に係る決定が、(i) 本株式交換について、フェヴリナホールディングスの企業価値の向上の観点から検討が行われており目的が正当であると考えられること、(ii) 本株式交換の諸条件について、フェヴリナホールディングスとサイエンスボーテとの間で実質的な交渉が行われており、かつ、フェヴリナホールディングスにおける本株式交換の決定過程において公正な手続を通じて少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iii) 監査法人ナカチによる株式交換比率の算定結果との整合性等に鑑み、本株式交換における株式交換比率の妥当性が確保されていると考えられることから、当社の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を平成26年3月20日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

(ii) 臨時株主総会での承認

本株式交換は当社にとって簡易株式交換（会社法第796条第3項）の要件を充足し、当社の株主総会において本株式交換契約の承認を受ける法律上の必要性はありませんが、当社は、本株式交換に関する公正性、透明性及び客観性を担保するため、本株式交換契約について株主総会を開催し、その承認を受ける予定です。

(iii) 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

井氏及び井氏が代表取締役を務める株式会社ウェルホールディングスは、併せて、当社の総議決権の43.97%を保有しております。また、井氏が総議決権の100.0%を保有するワイズコレクション株式会社は、サイエンスボーテの総議決権の53.33%を保有しているとのことです。

なお、本株式交換の実施により、井氏並びに株式会社ウェルホールディングス及びワイズコレクション株式会社は、併せて、当社の総議決権の45.20%を保有することになります。

かかる関係が存在することに鑑み、本株式交換に関するサイエンスボーテの意思決定過程における恣意性や利益相反のおそれを排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するため、井氏はサイエンスボーテにおける本株式交換に係る決定の過程には参加していないとのことです。

なお、本株式交換に係る平成26年3月24日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役3名（社外取締役1名）全員が本株式交換に係る審議及び決議に参加し、参加した当社の取締役の全員一致で決議が行われております。また、当社の監査役3名（社外監査役3名）全員は、本株式交換に係る平成26年3月24日開催の取締役会の審議に参加し、本株式交換契約を締結することに異議は述べておりません。

- (2) 本株式交換により株式交換完全親会社において増加する資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により当社において増加する資本金及び準備金の額については以下のとおりです。かかる資本金及び準備金の額は、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 資本金の額   | 0円                      |
| 資本準備金の額 | 会社計算規則第39条に従い、当社が別途定める額 |
| 利益準備金の額 | 0円                      |

- (3) 株式交換完全親会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権者に対して交付する株式交換完全親会社の新株予約権の相当性に関する事項  
該当事項はありません。

- (4) 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 当該事象の内容

当社は、平成26年3月14日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であります株式会社ソフトエナジーホールディングス（以下、「SEH」といいます。）の当社が保有する全ての株式を佐藤裕之氏へ譲渡することを決議いたしました。また、本株式譲渡と同時にSEHに対する貸付金について同社より全額の返済を受けることとなりました。

② 当該事象の発生日

平成26年3月14日（取締役会決議日）  
平成26年3月14日（株式譲渡契約締結日）  
平成26年3月14日（株式譲渡日）

③ 当該事象の損益に与える影響額

本株式譲渡に伴い、平成26年9月期第2四半期連結及び個別決算において、特別利益58,247千円を計上いたします。また、SEHに対する貸付金について、同社より全額の返済を受けることに伴い、平成26年9月期第2四半期連結及び個別決算において特別利益156,772千円を計上いたします。

- (5) 株式交換完全子会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象  
該当事項はありません。

(6) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等

下記の計算書類等は、公認会計士又は監査法人による監査を受けておりません。

## 事業報告

(平成25年3月1日から平成25年9月30日まで)

① 会社の現況に関する事項

(ア) 事業の経過及びその成果

当事業年度（平成25年3月1日から平成25年9月30日）における化粧品通販業界は、ほぼ成熟した市場に他業種からの参入も含め多くの競合社がひしめく非常に厳しい状況でした。

このような環境の中、当社は創業当初から実施しているラジオ広告による新規顧客獲得を全国で進め、今後の収益安定と成長に必要な顧客基盤の充実に努めました。一方、顧客管理においては、社員の新規採用や増員と社内教育やコミュニケーションを活発に行ない、顧客との関係強化に注力してきました。

なお、当事業年度は平成25年3月1日から平成25年9月30日までの7ヶ月間の変則決算となっております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高272,908千円、営業利益9,000千円、経常利益6,313千円、当期純利益6,190千円となりました。

(イ) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(ウ) 資金の調達状況

当事業年度において社債の償還資金に充当するため40,000千円の借入を行った結果、前事業年度末に比べて6,384千円増加しております。

(エ) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 項目            | 第4期<br>平成24年2月期 | 第5期<br>平成25年2月期 | 第6期<br>平成25年9月期 |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 売上高(千円)       | 340,083         | 487,533         | 272,908         |
| 経常利益(千円)      | 7,865           | 18,640          | 6,313           |
| 当期純利益(千円)     | 7,656           | 18,430          | 6,190           |
| 1株当たり当期純利益(円) | 2,973.28        | 4,914.68        | 1,650.86        |
| 総資産(千円)       | 51,342          | 100,048         | 111,650         |
| 純資産(千円)       | △60,410         | △41,980         | △35,789         |

(注) 平成25年9月期は平成25年3月1日から平成25年9月30日までの7カ月の  
変則決算となっております。

(オ) 重要な親会社及び子会社の状況

(i) 親会社との関係

該当事項はありません。

(ii) 重要な子会社との関係

該当事項はありません。

(カ) 対処すべき課題

現在の化粧品通販市場は競争環境が非常に激しく、安定した成長を実現する為には市場のニーズにマッチした高付加価値な商品の開発が欠かせません。当社では業界でもいち早く導入し、顧客からの評価も高い馬プラセンタ成分やペプチドなど含む商品ラインナップの充実を図ることで、他社との違いを分かりやすく訴求する必要があります。

また、既存顧客の満足度向上を目指し、差別化された商品やサービスだけではなく、顧客との関わり方や提案の仕方を見直していくなど、顧客の情報収集ツールやライフスタイルも急速に多様化が進んでいる背景もあり、それにも見合った新たな仕組み作りを創造構築・強化していく必要があります。

(キ) 主要な事業内容

化粧品の通信販売業

(ク) 主要な事業所

本社（本店）福岡市中央区大名二丁目 8 番18号

(ケ) 使用人の状況（平成25年 9 月30日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比増減数 |
|------|------------|
| 24名  | 1名         |

(注) 使用者数には、パート及び嘱託職員は含んでおりません。



② 株式に関する事項

(ア) 発行可能株式総数

普通株式 5,000株

A種類株式 3,000株

B種類株式 2,000株

(イ) 発行済株式の総数

普通株式 2,500株

A種類株式 250株

B種類株式 1,000株

(ウ) 株主数 5名

(エ) 大株主の状況

| 氏名又は名称       | 普通株式   | A種類株式 | B種類株式 | 普通株式比率 |
|--------------|--------|-------|-------|--------|
| 大坂浩幸         | 1,000  | 0     | 0     | 40.0%  |
| ワイズコレクション(株) | 1,000  | 0     | 1,000 | 40.0%  |
| 土田雅彦         | 250    | 0     | 0     | 10.0%  |
| 堀内昭彦         | 250    | 0     | 0     | 10.0%  |
| (有)プロッシモ     | 0      | 250   | 0     | 0.0%   |
| 合計           | 2,500  | 250   | 1,000 | 100.0% |
| 発行済株式総数      | 3,750株 |       |       |        |

③ 会社役員に関する事項

取締役の状況

| 地位    | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                     |
|-------|------|----------------------------------|
| 代表取締役 | 大坂浩幸 | 代表取締役社長                          |
| 取締役   | 井康彦  | (株)ウェルホールディングス 代表取締役社長           |
| 取締役   | 土田雅彦 | ファースト・フィナンシャル・マネジメント(株)<br>代表取締役 |
| 取締役   | 堀内昭彦 | (有)プロッシモ 代表取締役                   |

# 貸借対照表

(平成25年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額     | 科 目         | 金 額     |
|-----------|---------|-------------|---------|
| (資 産 の 部) |         | (負 債 の 部)   |         |
| 流動資産      | 102,709 | 流動負債        | 72,736  |
| 現金及び預金    | 62,228  | 買掛金         | 20,610  |
| 売掛金       | 12,483  | 短期借入金       | 20,000  |
| 商品        | 22,691  | 未払金         | 23,110  |
| 立替金       | 102     | 未払費用        | 4,955   |
| 前払費用      | 706     | 未払法人税等      | 121     |
| 短期貸付金     | 4,335   | 未払消費税等      | 2,829   |
| 未収入金      | 51      | 預り金         | 1,108   |
| 仮払金       | 111     | 固定負債        | 74,704  |
| 固定資産      | 8,941   | 長期借入金       | 74,704  |
| 有形固定資産    | 4,477   | 負債合計        | 147,440 |
| 建物附属設備    | 4,314   | (純 資 産 の 部) |         |
| 車両運搬具     | 1,250   | 株主資本        | △35,789 |
| 工具器具備品    | 1,812   | 資本金         | 30,000  |
| 減価償却累計額   | △2,900  | 資本剰余金       | 7,500   |
| 無形固定資産    | 1,837   | 資本準備金       | 7,500   |
| ソフトウェア    | 1,837   | 利益剰余金       | △73,289 |
| 投資その他の資産  | 2,626   | その他利益剰余金    | △73,289 |
| 敷金        | 1,305   | 繰越利益剰余金     | △73,289 |
| 差入保証金     | 20      |             |         |
| 長期前払費用    | 1,289   |             |         |
| 預託金       | 11      | 純資産合計       | △35,789 |
| 資産合計      | 111,650 | 負債・純資産合計    | 111,650 |

# 損益計算書

(平成25年3月1日から  
平成25年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金      | 額       |
|--------------|--------|---------|
| 売上高          |        | 272,908 |
| 売上原価         |        |         |
| 期首商品棚卸高      | 23,537 |         |
| 当期商品仕入高      | 53,229 |         |
| 合計           | 76,766 |         |
| 期末商品棚卸高      | 22,691 | 54,075  |
| 売上総利益        |        | 218,833 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 209,833 |
| 営業利益         |        | 9,000   |
| 営業外収益        |        |         |
| 受取利息         | 5      |         |
| 雑収入          | 52     | 58      |
| 営業外費用        |        |         |
| 支払利息         | 744    |         |
| 雑損失          | 0      |         |
| 社債利息         | 2,000  | 2,744   |
| 経常利益         |        | 6,313   |
| 税引前当期純利益     |        | 6,313   |
| 法人税、住民税及び事業税 |        | 122     |
| 当期純利益        |        | 6,190   |

## 株主資本等変動計算書

(平成25年3月1日から  
平成25年9月30日まで)

(単位：千円)

|         | 株 主 資 本 |       |              |             |         | 純資産合計   |
|---------|---------|-------|--------------|-------------|---------|---------|
|         | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金        |             | 株主資本合計  |         |
|         |         | 資本準備金 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |         |         |
|         |         |       | 繰越利益<br>剰余金  |             |         |         |
| 当期首残高   | 30,000  | 7,500 | △79,480      | △79,480     | △41,980 | △41,980 |
| 当期変動額   |         |       |              |             |         |         |
| 当期純利益   |         |       | 6,190        | 6,190       | 6,190   | 6,190   |
| 当期変動額合計 | —       | —     | 6,190        | 6,190       | 6,190   | 6,190   |
| 当期末残高   | 30,000  | 7,500 | △73,289      | △73,289     | △35,789 | △35,789 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

法人税法の規定により定率法

(3) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(4) 消費税の処理方法

税込方式

### 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

2,900千円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度終了時における発行済株式数の総数

3,750株

## 第2号議案 取締役1名選任の件

第1号議案が原案のとおり承認可決されることを条件として、平成26年6月1日付で本株式交換の効力が発生することに伴い、当社の経営体制の強化及び充実を図り、当社とサイエンスポータとの経営統合を推進するため、本株式交換の効力発生日に当社取締役として就任すべき者として新たに取締役1名の選任をお願いするものでございます。また、代表取締役松浦正英氏は、平成26年6月1日をもって当社取締役を辞任いたします。本議案に係る取締役の選任は、本株式交換の効力が発生することを条件として、平成26年6月1日をもって効力が生じることといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                          | 所有する<br>当社株式数 |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| おお さか ひろ ゆき<br>大坂浩幸<br>(昭和48年2月20日) | 平成7年4月 ㈱熊本ファミリー銀行(現 ㈱熊本銀行) 入行<br>平成17年3月 ㈲ファインブリッジ設立 代表取締役<br>平成20年3月 ㈱サイエンスポータ設立 代表取締役(現任) | —             |

(注) 大坂浩幸氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役緒方芳伸氏及び鈴木広美氏は、平成26年6月1日をもって当社の監査役を辞任されますので、当社監査役として就任すべき者として新たに監査役2名の選任をお願いするものでございます。本議案に係る監査役の選任は、本株式交換の効力が発生することを条件として、平成26年6月1日をもって効力が生じることといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | おにづか 鬼塚 恒<br>(昭和49年7月25日)      | 平成18年10月 萬年・山口法律事務所<br>(現 萬年総合法律事務所) 入所<br>平成22年4月 当社 一時監査役<br>平成22年6月 当社 監査役<br>平成24年4月 (株)フェヴリナ販売 (現 (株)フェヴリナ)<br>社外監査役 (現任)                                                                                                                                                                                                     | 920株          |
| 2     | ひろせ たかあき 廣瀬 隆明<br>(昭和26年6月15日) | 昭和52年11月 監査法人中央会計事務所 入所<br>昭和58年9月 日本合同ファイナンス(株)<br>(現 (株)ジャフコ)入社<br>昭和62年2月 太田昭和監査法人<br>(現 新日本有限責任監査法人) 入社<br>平成12年5月 同社 代表社員<br>平成17年9月 廣瀬公認会計士事務所開設 所長 (現任)<br>平成17年10月 北九州ベンチャーキャピタル(株) 設立<br>代表取締役 (現任)<br>平成18年11月 日創プロニティ(株) 監査役 (現任)<br>平成20年3月 (株)TRUCK-ONE 監査役 (現任)<br>平成24年6月 (株)ナフコ 監査役 (現任)<br>平成25年4月 北九州市 監査委員 (現任) | —             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 各候補者はいずれも社外監査役候補者であります。  
 3. 社外監査役候補者の選任理由  
 (1) 鬼塚氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
 (2) 廣瀬氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
 4. 各候補者が選任された場合、当社は各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

